

岡山市デスティネーションキャンペーン用パンフレット制作等業務委託 仕様書（案）

1 業務の名称

岡山市デスティネーションキャンペーン用パンフレット制作等業務委託

2 業務の目的

令和4年7月～9月に実施される大型観光キャンペーン「岡山デスティネーションキャンペーン（以下、「岡山DC」という。）」に伴い、岡山市内で開催する岡山DC事業等をまとめた魅力的なパンフレットを制作し、県内外に効果的に送付・配付することで、来訪者の更なる増加を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和4年9月30日（金）まで

4 業務の内容

（1）岡山市デスティネーションキャンペーン用パンフレットの制作

岡山市内で開催する岡山DC事業等をまとめたパンフレットを制作（企画，取材，撮影，編集，デザイン，校正，印刷）すること。

（委託者の課題認識）

- ・当業務で制作するパンフレットは、長期間使用するものではなく、岡山DCに合わせて、比較的短期間使用するものです。そのため、“数あるパンフレットの中から思わず手にとりたくなるようなデザイン”や“読み手に対し各事業の魅力が伝わる訴求力のある紙面構成”がより必要と考えています。自由な発想で魅力あるパンフレットの提案を期待しています。
- ・内容については、市内の岡山DC事業のみならず、同時期に開催予定のイベント等を掲載することにより、内容の充実や相乗効果を図っていく必要があると考えています。制作にあたっては、読み手にとって何が有益な情報なのかは、十分に検討し、制作する必要があると考えています。

①規格

- （ア）サイズ：問わないが、持ち運びのしやすさを考慮すること
- （イ）頁数：8ページ以上
- （ウ）紙質：問わないが、紙面が見やすい、利用しやすいものとする
- （エ）印刷：フルカラー印刷（4色刷）
- （オ）製本：問わない
- （カ）校正：4回以上とし、別に色校正を1回行う

②内容

- ・表紙、タイトルを制作すること。
- ・以下(ア)～(ク)のコンテンツを必ず掲載すること。(ア)～(ク)は岡山市が実施する岡山DC事業のため、比較的大きめに掲載すること。なお、(コ)～(ス)は民間や県が実施する岡山DC事業、(セ)～(テ)は岡山DC事業ではないが、委託者が掲載を希望するものである。
- ・地図(市内全域と市街地中心部の2種類)を掲載すること。その際、各事業の開催場所が分かるようにすること。
- ・県外からの来訪者を見込み、主要な都市からのアクセス情報を掲載すること。
- ・その他制作までに追加の掲載を依頼することがある。詳細については、委託者と協議すること。

(ア) 吉備ロマン無料循環バス

(イ) 吉備路日本遺産レンタサイクル「きびチャリ」

(ウ) 備中高松城の戦いVR発信及び謎解き事業
(仮称)

(エ) 陣屋町足守まちめぐり

(オ) たけべ温泉&フォトジェニックめぐり

(カ) フルーツ王国岡山めぐりクーポン

(キ) 夏の夜のライトアップ事業(仮称) & 西川夏
あかり

(ク) カレーが桃に恋をした♥岡山カレー(仮称)

(ケ) 瀬戸内満喫周遊ツアー

(コ) おかやま旭川遊覧クルーズ

(サ) 旭川キャッスルビューカー

(シ) 岡山理科大学恐竜学博物館ツアー

(ス) 浴衣でまち歩き

(セ) 瀬戸内国際芸術祭(市の会場である犬島
関係)

(ソ) 岡山芸術交流

(タ) おかやま桃太郎まつり

(チ) 京橋朝市

(ツ) 岡山城リニューアルオープン情報

(テ) 岡山シティミュージアムイベント情報

③成果物

(ア) パンフレット 20,000部

(イ) パンフレットaiデータ

(ウ) パンフレットPDFデータ

(エ) 制作時に使用した写真データ(jpeg)

(オ) 制作時に使用したイラストデータ(jpeg)

④その他

- ・②内容の(ア)～(シ)、(タ)～(テ)のコンテンツ概要と写真データは委託者から提供する。ただし、テキストはそのまま掲載せず、取材やリライト作業を通じて読者向けの魅力的な誌面を制作すること。また写真についても、より見栄えのする写真がある場合は

差し替え等を行うこと。

- ・②内容の(入)～(リ), その他受託者で入れ込むコンテンツや地図, アクセス情報等は受託者で取材や調査を行い, 魅力的な誌面を制作すること。
- ・特設サイトが制作されるコンテンツについては個々にQRコードを掲載すること。
※QRコードの商標はデンソーウェーブの登録商標です。
- ・年齢・性別等のメインターゲットは特別には設けていないため, ユニバーサルデザインに配慮した構成とすること。

(2) 岡山市デスティネーションキャンペーン用パンフレットの設置・配布先の選定及び送付・配布

4(1)で制作したパンフレットについて, 設置・配布先の選定及び送付・配布を行

(委託者の課題認識)

- ・県内外に効果的にパンフレットを配置することで, パンフレットの価値や効果を高めることができると考えています。
- ・県外では関西圏や関東圏からの観光客を1つのターゲットと捉えていますが, 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては, 設置・配布先を変更するなど, 送付・配布前に十分に検討する必要があると考えています。

①設置・配布先の選定について

- ・パンフレットを設置する施設, 設置する場所, その他イベントでの配布など効果的なパンフレットの配布先を選定し, 送付や配布に関して先方との調整を行うこと。
- ・設置施設に岡山市ももたろう観光センター, 足守プラザ(4(1)②(エ)関連施設), たけべ八幡温泉(4(1)②(オ)関連施設), とっとり・おかやま新橋館を必ず含めること。

②送付・配布について

(ア)送付・配布時期

原則, 令和4年6月中頃まで

イベントでの配布などは, 令和4年8月頃までに, 都度行うこと。

(イ)その他

- ・送付・配布の際には, 50部ごとに紐でくくる, 交互に積む, 紙を挟む等設置・配布先が視認できるようにすること。
- ・送付・配布の際には, 段ボールまたは包装紙に梱包するとともに, 段ボールまたは包装紙には, 「パンフレット名, 部数」を表示すること。
- ・送付・配布部数は, 事前に委託者と協議すること。
- ・送付・配布にあたっては, 事前に委託者の承認を受けること。

③成果物

パンフレット送付・配布先一覧(送付・配布先及び部数が分かるもの)

5 納品について

(1) 成果物の提出

ア 提出物

- ①パンフレットの印刷用データ（a i データ）
- ②パンフレットの印刷用データ（PDF データ）
- ③パンフレットに使用した写真データ（j p e g）
- ④パンフレットに使用したイラストデータ（j p e g）
- ⑤パンフレットの送付・配布先一覧
- ⑥パンフレット送付・配布予定分を除く残部数（制作は20,000部）

※①～⑤はDVDに収納し、紙媒体でも提出すること。（各1部）

イ 提出期限

①～④，⑥は，令和4年5月31日（火）

⑤は，送付・配布予定案としていったん令和4年5月31日（火）

までに一覧を提出し，最終的な一覧を令和4年9月22日（木）までに提出すること。

ウ 提出場所

岡山市産業観光局観光部観光振興課

(2) 成果物について

受託者は本業務の成果物について，事前に受託者の承認を受けるものとし，承認後に納品すること。

6 留意事項

- (1) 受託者は，本業務の円滑な進捗を図るため，進捗状況の報告を3回以上，委託者の事務所にて行うこと。また，委託者に随時報告を行い，必要があれば協議のうえ作業を進めること。
- (2) デザイン等について，協議による変更等が生じた場合は，速やかに対応すること。
- (3) 新型コロナウイルスの感染状況によっては，パンフレットの送付・配布や情報発信のタイミングを変更する場合がある。委託者と協議を行い，柔軟な対応を行うこと。
- (4) 受託者は本業務について機密を守り，業務内容を許可無く第三者に公表，転用及び貸与してはならない。
- (5) 受託者は，業務の主たる部分を再委託してはならない。
- (6) 受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は，受託者において入手するほか，必要に応じ，委託者において随時貸与する。なお，貸与した資料などの複製・複写の可否，返却等については，委託者の指示に従うこと。
- (7) 制作時に必要な撮影等に係る許可申請については，受託者が行うこと。
- (8) パンフレットに使用するイラスト，写真，その他の資料等について，第三者が権利を有する著作物である場合には，著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い，使用料等の負担及び責任は受託者が負うものとする。

- (9) 本契約に基づく成果物の所有権は、委託者への引渡し完了したときに、委託者に移転するものとする。
- (10) 受託者は、委託の目的物（成果物として記載されているパンフレット、写真、イラスト等すべて、およびそれらのデータをいう。以下同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を当該委託の目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (11) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないこととする。
- (12) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該委託の目的物を使用又は複製し、また、当該委託の目的物の内容を公表することができる。
- (13) 受託者は、委託の目的物が、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証しなければならない。
- (14) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (15) この仕様書に定めのない事項及び業務上の疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。